

労働保険事務組合

エンジェル会だより

会 長 森戸 常雅
社会保険労務士 西川 純子
〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番8号
ホームページ : <http://www.m-cg.co.jp>

7月の事務カレンダー

- 10日** ○健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限(7月1日現在)【年金事務所】
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
○納期特例による源泉徴収額の納付(1月～6月分)【郵便局または銀行】
○労働保険概算保険料・確定保険料の申告書の提出期限【労働基準監督署】
- 15日** ○所得税予定納税額の減額承認申請(6月30日の現況)の提出【税務署】
- 31日** ○法人税の申告と納税(5月決算法人及び11月決算法人の中間申告)【税務署】
○健保・厚生年金保険料の納付【郵便局または銀行】
○所得税予定納税額の納付(第1期分)【郵便局または銀行】

育児・介護休業法改正

令和6年5月31日、改正育児・介護休業法が公布されました。
今月号では改正内容の主なポイントをご紹介します。

育児・介護休業法の改正ポイント

- ① **柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります**
(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

- ・ **3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置**

具体的には

- ・ 始業時刻等の変更
- ・ テレワーク等(10日/月)
- ・ 保育施設の設置運営等
- ・ 新たな休暇の付与(10日/年)
- ・ 短時間勤務制度

の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります。

労働者は事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。また、事業主が措置を選択する際、労働者代表等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

- ・ **事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置**
面談や書面交付により行うこととされる予定です。

② 所定外労働の制限の対象が拡大されます (施行日：令和7年4月1日)

改正前

3歳に満たない子を養育する労働者は、所定外労働の制限を請求することが可能

改正後

小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能に

③ 育児のためのテレワークの導入が**努力義務化**されます (施行日：令和7年4月1日)

- ・ **3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主の努力義務となります。**

④ 子の看護休暇が見直されます (施行日：令和7年4月1日)

	改正前	改正後
名称	子の看護休暇	子の看護 <u>等</u> 休暇
対象となる子の範囲	<u>小学校就学の始期に達するまで</u>	<u>小学校3年生終了までに延長</u>
取得事由	病気、けが 予防接種、健康診断	<u>感染症に伴う学級閉鎖等 入園(入学)式、卒園(卒業) 式を追加</u>
労使協定の締結により除外できる労働者	①引き続き雇用された期間が6か月未満 ②週の所定労働日数が2日以下	① <u>(削除)</u> ②週の所定労働日数が2日以下

⑤ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

- ・ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます。

具体的な配慮の例として、勤務時間帯・勤務地にかかる配置、業務量の調整、両立支援制度の利用期間等の見直し、労働条件の見直し等が指針で示される予定となっています。

⑥ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります。

(施行日：令和7年4月1日)

- ・ 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
- ・ 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する情報提供
- ・ 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境整備
- ・ 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務
- ・ 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

法改正に向けて育児・介護休業規程の改訂をご希望される場合や、育児・介護休業に関してトラブルが発生したときに備えて規程の見直しをご希望される場合など、お気軽にご相談くださいませ。